

(宛先) 蕪崎市長

蕪崎市移住支援金交付申請書

蕪崎市移住支援金の交付を受けたいので、蕪崎市移住支援金交付要綱の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請者欄

| | | | |
|---------|----------------------------|------|---------------|
| フリガナ | ニラサキ ニラコ | 生年月日 | 19〇△年 △月 □日 |
| 氏名 | 蕪崎 蕪子 | 電話番号 | 0△0-〇◎◎△-〇△△〇 |
| 住所 | 〒407-0000 山梨県蕪崎市水神1-3-1 | | |
| メールアドレス | 1234567@mail.com | | |

2 移住支援金の内容（該当する欄に〇を付けてください。）

| | | | | | |
|----------|----------------------------------|----------------------------------|------|---------------------------------|----|
| 単身・世帯 | 単身 | <input checked="" type="radio"/> | 世帯 | 世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない。） | 2人 |
| 移住支援金の種類 | 就業 | | 起業 | 上記世帯の人数のうち18歳未満の者の人数 | 1人 |
| | <input checked="" type="radio"/> | テレワーク | 関係人口 | | |

3 申請額 2,000,000 円

4 各種確認事項（該当する欄に〇を付けてください。各項目でBに〇を付けた場合は、支援金の交付対象となりません。）

| | | | |
|--|----------------------------------|----------|----------|
| 別紙「1 誓約事項」に記載された内容について | <input checked="" type="radio"/> | A. 誓約する | B. 誓約しない |
| 別紙「2 蕪崎市移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について | <input checked="" type="radio"/> | A. 同意する | B. 同意しない |
| 申請日から5年以上継続して、蕪崎市に居住する意思について | <input checked="" type="radio"/> | A. 意思がある | B. 意思がない |
| 市が支援金を交付するに当たり、申請者及び世帯員の市税等（蕪崎市税及び蕪崎市税外収入）に係る納付情報を照会することについて | <input checked="" type="radio"/> | A. 同意する | B. 同意しない |

| | | | |
|---|-----------------------|-------------------|------------------|
| 過去10以内に申請者又は世帯員として移住支援金を受給していないこと（移住支援金を全額返還した場合、過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が5年以上経過し、18歳以上となった場合を除く。）。 | <input type="radio"/> | A. 受給していない | B. 受給している |
| （就業・起業・関係人口（事業所に就業）の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について | | A. 意思がある | B. 意思がない |
| （就業・関係人口（事業所に就業）の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者との関係 | | A. 3親等以内の親族に該当しない | B. 3親等以内の親族に該当する |
| （テレワークの場合のみ記載） 蕪崎市への移住の意思について | <input type="radio"/> | A. 自己の意思である | B. 所属からの命令である |
| （世帯に18歳未満の者がいる場合のみ記載） 市が支援金を交付するに当たり、18歳未満の者の居住実態に係る情報を照会することについて | <input type="radio"/> | A. 同意する | B. 同意しない |

5 転出元の住所

| | |
|----|---|
| 住所 | 〒160-0005 東京都新宿区愛住町△3-2-1 □○マンション123 |
|----|---|

6 （東京23区内の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤履歴

| 期間 | 就業先 | 就業地 |
|-------------------------|-----------|----------------|
| 2018. 4. 1～2021. 3. 31 | △○オフィス | 東京都渋谷区上原△-○-◎ |
| 2021. 8. 1～2022. 9. 30 | 株式会社 ヤマナシ | 東京都杉並区阿佐ヶ谷北○◎△ |
| 2022. 12. 1～2023. 4. 30 | ◎○△株式会社 | 東京都江戸川区一之江△○-◎ |

7 大学通学期間を記載してください。

（移住に関する要件として、東京23区内の大学通学期間を含める場合のみ）

| 期間 | 通学先 | 通学地 |
|----|-----------|-----|
| | 該当する場合に記入 | |
| | | |

8 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

| | |
|----------|--------------------------------------|
| 勤務先部署 | ニラサキ部 プロジェクトチーム |
| 住所 | 〒156-0044 東京都世田谷区赤堤△◎◎ |
| 勤務先へ行く頻度 | 週・月・年 回程度 / <u>行くことはない</u> / その他 () |
| 通勤手当 | 有 ・ 無 |

※ 通勤手当が支給されている場合は移住支援金の支給対象となりません。

9 添付書類

- (1) 写真付き身分証明書の写し (写真がない場合は、公的機関が発行する証明書の写し)
- (2) 住民票 (申請の日から3月以内に発行されたもの。世帯向けに係る申請を行う場合には、申請者を含む世帯員全員分。)
- (3) 申請者に係る移住元の住民票の除票の写しその他の移住元での居住地及び在住期間を確認できる書類 (世帯向けに係る申請を行う場合には、申請者を含む世帯員全員分)
- (4) 在学期間や卒業校を確認できる卒業証明書 (東京圏から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者に限る。)
- (5) 移住元に関する書類
 - ア 移住元の就業先、就業場所及び就業期間を確認できる書類 (移住元の要件が東京23区以外の東京圏 (条件不利地域を除く。)) の地域から東京23区に通勤していた者であって雇用保険の被保険者に該当するものに限る。)(在職期間等証明書 (第2号様式)、退職した法人等の就業証明書、退職証明書、雇用保険被保険者離職票等)
 - イ 移住元での開業届出済証明書その他の移住元での在勤地を確認できる書類及び個人事業等の納税証明書その他の移住元での在勤期間を確認できる書類 (移住元の要件が東京23区以外の東京圏 (条件不利地域を除く。)) の地域から東京23区内への通勤をしていた者であって、法人経営者又は個人事業主に該当するものに限る。)
- (6) 移住支援金の種類に応じた次の書類
 - ア 就労の場合 就業先の就業証明書 (第3号様式)
 - イ 起業の場合 山梨県の起業支援金の交付決定通知書の写し
 - ウ テレワークの場合 所属先企業等の就業証明書 (第4号様式)
 - エ 関係人口の場合 (ア)及び(イ)の書類
 - (ア) 住所等に係る次のいずれかの書類
 - a 申請者の戸籍の附票等、本市に住所を有していた履歴の分かる書類
 - b 寄附金受領証明書の写し (申請日の属する年度の前年度までの3年以内に、韮崎市に対しふるさと納税による寄附を行った場合に限る。)
 - c 韮崎市お試しハウス一時使用許可書の写し
 - (イ) 就労等に係る次のいずれかの書類
 - a 農林水産業に就業の場合 就業先の就業証明書 (第5号様式)
(経営者に当たっては、開業届、土地等の売買又は賃借をした場合は契約書等の写し等、自ら生計を営む程度の収入のある事業を営んでいること、又はその見込みがあることを証明するもの)
 - b 家業等に就業の場合 家業等の就労証明書 (第5号様式)、申請者と家業等の代表者との関係が分かる書類及び家業等が分かる書類
 - c 起業の場合 韮崎市起業支援事業認定書兼補助金交付決定通知書の写し
 - d 事業所に就業の場合 就業先の就業証明書 (第6号様式)
- (7) 上記のほか、市長が必要と認める書類

(別紙)

韮崎市移住支援金交付申請に関する誓約書兼同意書

1 誓約事項

- (1) 韮崎市移住支援金交付要綱第8条の規定に基づく報告及び立入調査について、韮崎市長から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 次の場合には、韮崎市移住支援金交付要綱第10条の規定に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。

ア 全額の返還

- ・ 虚偽の申請等をした場合
- ・ 支援金の交付の決定の内容又はこの告示に違反した場合
- ・ 支援金の申請の日から3年未満に市から転出した場合
- ・ 支援金の申請の日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合
- ・ 山梨県の起業支援金の交付の決定を取り消された場合
- ・ 韮崎市起業支援補助金の交付の決定を取り消された場合

イ 半額の返還

- ・ 支援金の申請の日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

2 韮崎市移住支援事業に係る個人情報の取扱い

- (1) 韮崎市が韮崎市移住支援金交付事業の実施に当たり、取得した個人情報を本事業の実施のために利用することに同意します。
- (2) 韮崎市が韮崎市移住支援金交付事業の実施に当たり、取得した個人情報を山梨県に情報提供することに同意します。
- (3) 韮崎市が当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援金交付事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、都道府県、他の市区町村等に対して提供し、又は確認することに同意します。